

小鹿野町ライミングパーク神怡館指定管理者募集要項

1 指定管理者選考の目的

地方自治法の改正により、公の施設に係る管理の対象を民間事業者等にまで範囲を広げた「指定管理者制度」が導入されたことに伴い、民間の能力やノウハウを活用しながら、住民サービスの向上や行政コストの削減等に努め、施設の効果的な管理運営を図ることを目的とする。

2 対象施設の概要

(1) 名称

小鹿野町ライミングパーク神怡館

(2) 所在地

小鹿野町両神薄 2 2 4 5 番地

(3) 施設概要

(建物)

鉄筋コンクリート造 1 階建て

床面積 1, 1 0 0. 4 9 m²

(工作物)

給水施設、排水施設、暖房施設、冷房施設、通風装置、消火装置、浄化装置、通信装置、変電装置、放送装置、雑工作物（避雷設備）、照明装置（外灯）

(駐車場)

普通車用 1 6 台、軽自動車用 1 台、身障者用 1 台

(4) 小鹿野町ライミングパーク神怡館の利用状況

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
総入館者数	6, 6 4 1 人	9, 9 3 6 人	1 0, 1 5 4 人	7, 9 1 2 人
町民利用者数	3, 9 2 0 人	4, 4 2 3 人	4, 8 9 0 人	3, 0 3 8 人
町外利用者数	2, 7 2 1 人	5, 5 1 3 人	5, 2 6 4 人	4, 8 7 4 人

	令和 6 年度	令和 7 年度
総入館者数	6, 3 3 0 人	4, 8 1 2 人
町民利用者数	1, 8 8 7 人	1, 0 2 4 人
町外利用者数	4, 4 4 3 人	3, 7 8 8 人

※ 令和 2 年度の営業については、令和 2 年 7 月からの営業開始となっている。

※ 令和 7 年 4 月 1 日より、利用料金改定を行いました。

(5) 小鹿野町クライミングパーク神怡館の収支決算額

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報償費	30,400	0	5,000	0
需用費（光熱水費等）	1,879,718	3,364,116	4,670,310	4,863,138
役務費（通信運搬費等）	248,785	266,186	280,516	274,491
委託料（人件費含む）	10,289,511	10,777,763	20,096,420	21,651,689
使用料及び賃借料	291,807	256,080	261,090	250,383
備品購入費	0	0	0	0
工事費	0	0	0	0
支出合計	12,740,221	14,664,145	25,313,336	27,039,701
収入合計（施設利用料）	3,004,750	4,708,400	4,779,862	4,596,000
収支差額	-9,735,471	-9,955,745	-20,533,474	-22,443,701

	令和6年度	令和7年度
報償費	0	0
需用費（光熱水費等）	4,098,170	3,254,912
役務費（通信運搬費等）	289,714	290,860
委託料（人件費含む）	21,702,420	15,461,760
使用料及び賃借料	259,788	248,900
備品購入費	65,560	0
工事費	6,166,039	0
支出合計	32,581,691	19,256,432
収入合計（施設利用料）	4,864,500	5,771,000
収支差額	-27,717,191	-13,485,432

※ 令和3年度までは神怡館内で町職員も勤務していたが、令和4年度からは委託職員のみとなったため、その分の委託料（人件費）が増加している。

※ 令和6年度は業務用掃除機を2台購入、館内のエアコン改修を行ったため、その分の支出（備品購入費・工事費）が増加している。

※ 令和7年度は委託料（人件費）と施設利用料の見直し、前年度のエアコン改修による燃料費の削減、収支差額のマイナス部分を大幅に圧縮することに成功した。

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 小鹿野町クライミングパーク神怡館（以下「神怡館」という。）の維持及び管理に関すること。
- (2) 次に掲げる事業の計画及び実施に関すること。
 - ア クライミング競技の普及に関すること。
 - イ 山岳観光情報及び地域情報の発信に関すること。
 - ウ 町民及び来訪者の交流・利用の促進に関すること。

- エ 地域の学校行事や部活動等における利用促進に関すること。
- オ 定期的な集客イベントの開催に関すること。
- カ 現職員の雇用の維持に務めること。
- キ 前各号に掲げるもののほか、神怡館運営に関し必要な事業に関すること。

(3) 神怡館の利用許可等に関すること。

(4) 利用料金の収受に関すること。

(5) その他町長が特に必要と認めること。

※ 業務内容に関する細目的事項は、協議の上、協定で定める。

※ 指定管理業務に関する仕様は、資料 1 「指定管理業務に係る仕様書」を参照すること。

4 管理の基準

(1) 休業日

施設の休業日は、以下の表 1 のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、町長の承認を得て臨時に休業することができる。

表 1

施設名	休業日
小鹿野町ライミングパーク神怡館	毎月の毎週火曜日を休館日とする。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その日の後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日とする。

(2) 営業時間

営業時間は、以下の表 2 のとおりとする。ただし、町長の承認を得てこれを変更又は臨時に営業することができる。

表 2

施設名	開館時間
小鹿野町ライミングパーク神怡館	(平日) 午後 1 時から午後 9 時まで (土・日・祝日) 午前 10 時から午後 7 時まで

(3) 利用許可

神怡館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(4) 利用等の制限

指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を取り消すことができる。

- ア 小鹿野町ライミングパーク神怡館条例（以下「条例」という。）又は条例に基づく規則に違反したとき。

イ その他管理上特に必要があるとき。

5 指定期間

指定管理の期間は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間とする。

6 管理に要する経費

(1) 利用料金の設定

施設の利用料金は、指定管理者の収入とする。

利用料金は、条例に定める額を上限として指定管理者が定めた額とする。

※小鹿野町クライミングパーク神怡館条例第15条第2項を参照。

(2) 施設運営経費に係る経費は、以下のとおり町から指定管理者に支払うこととする。

年 度	指定管理料	消費税	合計
令和9年	13,181,818	1,318,182	14,500,000
令和10年	12,727,273	1,272,727	14,000,000
令和11年	12,272,727	1,227,273	13,500,000
合 計	38,181,818	3,818,182	42,000,000

指定管理料は小鹿野町の会計年度を基準とする。各年度毎に定められた指定管理料を指定管理者が一括で請求し、町は請求書を受け取った日から可能な限り早い日に支払うこととする。請求時期については、町と指定管理者の協議のうえこれを定めるものとする。

ただし、提示した指定管理料等は、予算の議決を経て確定するため、必ずしも提示額が保証されるものではない。

(3) 施設の改築、修繕等の実施及び費用負担については、資料2「施設の改築、修繕等の実施及び費用負担区分」を参照すること。

7 応募資格

地方自治法第244条の2の規定から、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(1) 次のいずれかに該当する法人等は申請者となることはできない。

(ア) 代表者が法律行為を行う能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者である法人等

(イ) 指定管理者の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過していない法人等

(ウ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、小鹿野町から一般競争入札等の参加を制限されている法人等

(エ) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等

(オ) 小鹿野町から指名停止措置を受けている法人等

(カ) 小鹿野町税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

(キ) 労働法令を遵守せず、雇用・労働条件への適切な配慮をしていない法人等

(ク) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定

する暴力団をいう。）、その構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）が暴力団の構成員でなくなった日から起算して5年を経過しない者の統制下にある法人等及びその代表者等（法人にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、その団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人等

- (2) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、代表する法人等を選出し、町との協議は代表する法人等が行うこと。

なお、当該グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。

また、構成員のいずれかが上記（1）のいずれかに該当する場合は、指定を受けられない。

- (3) 地方自治法の請負に係る兼業禁止規定の趣旨を踏まえ、施設の諸事情等により特に必要があると認める場合を除き、町議会の議員、町長、副町長等が経営する法人等は応募資格がないものとする。

8 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書（別記様式1）
- (2) 当該施設の事業計画書（3年間）（任意様式）
- (3) 当該施設の事業計画書に係る収支見積書（3年間）（任意様式）
- (4) 当該施設の運営計画書（3年間）（任意様式）
- (5) 申請団体の定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書（申請日前3ヶ月以内に取得したもの）又はこれに準ずる書類
- (6) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (7) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- (8) 申請団体の印鑑証明書
- (9) 申請団体の法人町民税、固定資産税、軽自動車税の納税証明書（最近1ヶ年）
- (10) 誓約書（7応募資格（1）の（ア）から（ク）に該当しないことの誓約書）（別記様式2）
- (11) その他必要書類

9 申請書受付期間

令和8年9月18日（金）～令和8年10月16日（金）午後5時（必着）（郵送可）

10 提出先

小鹿野町役場 商工観光課
〒368-0192 小鹿野町小鹿野89番地

11 提出部数

正副各1部

12 選考方法

(1) 指定管理候補者の選考方法

指定管理者選考委員会は、選考基準に基づき、書面審査及びヒアリング等を実施し、指定管理候補者を選考し、町長が決定する。なお、審査の結果、該当者なしとする場合がある。

(2) 選考基準（資料3）

ア 経営理念

- (ア) 経営意欲
- (イ) 平等性
- (ウ) 安全性
- (エ) 信頼性
- (オ) 独創性

イ 経営能力

- (ア) 資金力
- (イ) 企画力
- (ウ) 実行力

ウ 経営戦略

- (ア) 誘客対策
- (イ) 接客対策
- (ウ) 顧客サービス対策
- (エ) 経費削減対策
- (オ) 雇用対策

(3) 審査結果

審査結果については、応募者全員に文書で通知する。なお、審査結果については、必要に応じて公表する。

(4) 協定書締結の事前協議

指定管理候補者の選定後、速やかに協定書締結の事前協議を開始する。

(5) 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- エ 虚偽の内容が記載されているとき。
- オ その他、指定管理者選考委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。

13 問合せ先

〒368-0192 小鹿野町小鹿野89番地

小鹿野町役場 商工観光課

TEL 0494-75-5060 FAX 0494-75-2819

指定管理業務に関する仕様書

指定管理者が行う小鹿野町クライミングパーク神怡館指定管理業務については、下記のとおりとする。

なお、業務の遂行にあたっては、関係法令、条例、規則及び協定書に定めたことを遵守し実施するほか、指定管理候補者が公募の際に提出し、審査を受けた事業計画書の内容を活かした業務を行うこと。

また、指定管理業務の対象となる建物、工作物等については、小鹿野町クライミングパーク神怡館及びその付属物とする。

1 小鹿野町クライミングパーク神怡館の維持及び管理に関する業務

施設の維持管理及び利用を促進すること。定期的に壁の課題（ルート）リニューアルを行うこと。

2 次に掲げる事業の計画及び実施に関する業務

- (1) クライミング競技の普及を図ること。
- (2) 山岳観光情報及び地域情報の発信に務めること。
- (3) 町民及び来訪者の交流・利用の促進に務めること。
- (4) 地域の学校行事や部活動等における利用促進に関すること。
- (5) 定期的な集客イベントを開催すること。
- (6) 現職員の雇用の維持に務めること。
- (7) 上記に掲げるもののほか、神怡館運営に関し必要な事業を実施すること。

3 神怡館の利用許可等に関すること。

小鹿野町クライミングパーク神怡館の利用許可等に関すること。

4 利用料金の収受に関すること。

小鹿野町クライミングパーク神怡館の利用者より利用料金を徴収すること。

5 その他町長が特に必要と認めること。

その他指定管理業務として行うべき業務については、協議の上、その都度決めていくこととする。

施設の改築、修繕等の実施及び費用負担区分

区分	項目	内容	実施区分		実施区分の考え方
			町	指	
建物	改築又は大規模修繕、資本的支出、見積額 50 万円以上の修繕	躯体、基礎、軸組、小屋組等の取替	○		建築基準法施行令第 1 条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である町が管理すべきものであるため、必要に応じて町が行う。
	見積額 50 万円未満の小規模修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が実施する。
構築物	新設等		—		基本的に構築物での新設等は考えていないが、必要に応じて町、指定管理者で協議する。
	資本的支出及び見積額 50 万円以上の修繕		○		
	見積額 50 万円未満の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が実施する。
機械装置	新設等		—		基本的に機械装置単独での新設等は考えていないが、必要に応じて町、指定管理者で協議する。
	資本的支出及び見積額 50 万円以上の修繕		○		
	見積額 50 万円未満の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が実施する。
工具器具備品	購入			○	施設の管理運営上必要なものの購入であるため、指定管理者が実施する。
	資本的支出となる修繕		○		
	上記以外の修繕			○	本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が実施する。
上記以外の建物、構築物、機械装置、工具器具備品の改築、改造等		いわゆる「模様替え」等		○	サービス向上や効率的な運営のため、改築等した部分についての権利を将来にわたって主張しないことが条件
基本的な考え方 ※ 1 原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持補修（小規模：見積額 50 万円未満のもの等）は、施設の管理に付随するものであるため、指定管理者が実施しそれ以外は町が実施する。ただし、緊急を要する場合など、特別な理由がある場合は、町、指定管理者協議のうえ決定する。 ※ 2 指定管理者は、建物の改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕及び備品の購入にあたっては、原則としてあらかじめ町と協議し、承認を受けなければならない。					

指 定 管 理 者 選 考 基 準

小鹿野町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例に指定管理者の選考基準が制定されています。

(指定管理者の指定)

第3条 町長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定しなければならない。

- (1) その事業計画による公の施設の運営が、利用対象者の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画書の内容が、当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

2 町長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

選考基準として考えられる項目 (参考)

- ☆ 地域の実情に精通していること
- ☆ 経営理念、経営意欲、平等性、独創性、効率性、安定性、等
- ☆ 経営能力、資金力、企画力、実行力、等
- ☆ 経営戦略、誘客対策、接客対策、顧客サービス対策、経費削減対策、雇用対策等

指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

小鹿野町長 様

申請者	住所又は所在地	
	称号又は名称	
	代表者の職氏名	印
	電 話 番 号	

小鹿野町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条の規定により、次の施設の指定管理者の指定を受けたいので関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称 _____

誓 約 書

令和 年 月 日

小鹿野町長 様

申請者 住所又は所在地
称号又は名称
代表者の職氏名 印
電 話 番 号

このたび小鹿野町クライミングパーク神怡館指定管理者の申請にあたり、下記のいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。

記

- 1 代表者が法律行為を行う能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者である法人等
- 2 指定管理者の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過していない法人等
- 3 地方自治法施行令第167条の4の規定により、小鹿野町から一般競争入札等の参加を制限されている法人等
- 4 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等
- 5 小鹿野町から指名停止措置を受けている法人等
- 6 小鹿野町税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等
- 7 労働法令を遵守せず、雇用・労働条件への適切な配慮をしていない法人等
- 8 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、その構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）が暴力団の構成員でなくなった日から起算して5年を経過しない者の統制下にある法人等及びその代表者等（法人にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、その団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人等